

地域密着型サービス事業所の圏域外利用の手続きのながれ

■他保険者の地域密着型サービス事業所の利用を選定した場合

利用する前に以下の手続きを行い、利用の承認を受けることが必要です。

- ① 他保険者の地域密着型サービス事業所を利用したい場合は、事業所（ケアマネジャー）から、保険者（雲南広域連合）に対して、事前に「地域密着型サービス事業所（圏域外）利用申請書」を提出してください。
 - ② ①の申請に基づき、保険者（雲南広域連合）は、当該利用希望者が、圏域外の地域密着型サービス事業所を利用する必要性等があるか、判断します。
 - ③ 保険者（雲南広域連合）は、必要性等を認めた場合、事業所所在地の保険者との同意協議を行います。同意協議とは、事業所所在地の保険者に、雲南広域連合の被保険者がその事業所を利用してよいかを事前に協議することです。
 - ④ 事業所所在地の保険者は、必要性及び許容性の判断を行い、保険者（雲南広域連合）に対して同意する旨又は同意しない旨の回答をします。
 - ⑤ 保険者間（保険者と事業所所在地の保険者）協議の結果につき、ケアマネジャーおよび他保険者の事業所にお知らせします。
 - ⑥ 同意が得られた事業所には指定申請書類等を提出いただき、その内容を基に保険者（雲南広域連合）が指定を行います。指定とは、事業所の運営状態、人員配置や設備等が、介護保険関係法令の基準に合っているか、利用者が安全に利用できるか等を審査し、指定事業所として承認するものです。
- ①～⑥の手続き完了により、当該利用希望者について、圏域外の地域密着型サービスの利用が可能となります。

■圏域外の被保険者が雲南広域連合の地域密着型サービス事業所の利用を選定した場合

この場合も、保険者と、事業所所在地の保険者による事前の手続きが必要になります。

なお、圏域外の地域密着型サービスの利用者の受け入れについては、各保険者の基準等により、同意が得られない場合がありますので、事前相談は必ず必要です。